

通達甲（ら. 執. 指1）第 7 号

昭和 44 年 10 月 15 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 ら 部 長

地域警察官の行う事件事故等の処理要綱の制定について

〔沿革〕 昭和 46年 11月 通達甲（ら. 執. 指1）第4号

47年 4月 同（副監. 総. 企. 調）第4号、8月同（ら. 執. 指1）第3号

平成 2年 5月 同（ら. 執. 捜）第3号

3年 6月 同（副監. ら. 執. 交）第9号

4年 7月 同（ら. 執. 指1）第4号

5年 3月 同（副監. 総. 企. 組）第8号

6年 2月 同（地. 指. 指1）第1号、11月同（副監. 地. 総. 企）第20号、

12月 同（地. 指. 指1）第6号

7年 1月 同（副監. 総. 企. 組）第2号、6月同（地. 指. 指1）第3号、

8月 同第6号、11月同（副監. 総. 企. 組）第23号、

12月 同（地. 指. 指1）第7号

10年 3月 同（地. 総. 企）第1号

12年 3月 同（副監. 総. 企. 管）第7号

13年 12月 同（副監. 地. 総. 企）第34号

23年 2月 同（刑. 総. 指）第1号、11月同（副監. 地. 指. 指1）第16号

24年 7月 同（副監. 地. 指. 捜2）第19号

30年 6月 同（副監. 地. 総. 庶）第10号改正

このたび、警視庁警察署外勤警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号。以下「規程」という。）の制定に伴い、別添の「外勤警察官の行なう事件事故等の処理要綱」を定め、昭和45年1月1日から実施することとしたから、次のことに留意し

て効率的な運用に努められたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 軽犯罪法違反取締りの適正化について（昭和36年11月15日通達甲（防．防．防）第29号）
- 2 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行について（昭和36年6月17日通達甲（防．防．防）第10号）
- 3 「酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行について」の一部改正について（昭和41年8月24日通達甲（防．防．防2）第7号）
- 4 外勤警察官の職務範囲の基準要綱の制定について（昭和37年9月11日通達甲（備．ら．指）第10号）

記

以下省略

別添

地域警察官の行う事件事故等の処理要綱

（目的、準拠）

第1条 この要綱は、警視庁警察署地域警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号。以下「規程」という。）第5条に基づき、地域警察官の行う事件事故等の処理範囲及び処理要領を定めることを目的とする。

2 地域警察官の行う事件事故等の処理については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（事件事故等の処理範囲及び処理要領）

第2条 次の事件は、地域警察官が最終的に処理するものとする。

- (1) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反事件
- (2) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「めい規法」という。）違反事件
- (3) 東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号）違反事件

(4) 地域警察官が検挙した次の刑事事件

ア 簡易書式例対象事件。ただし、現行犯逮捕した事件を除く。

イ 微罪処分対象事件。ただし、賭博を除く。

2 地域警察官の行う事件事故等の処理範囲及び処理要領は、別表のとおりとする。

(地域課長等の責務)

第3条 地域課長（地区交番所長を含む。以下同じ。）は、主管課長と緊密な連絡を保持して相互に協力し、事件事故等の処理が適正に行われるように努めるとともに、前条第1項に掲げる事件については、捜査主任官としてその責務を遂行するものとする。

2 地域警察幹部は、地域警察官が事件事故等を取り扱う場合は、率先して指揮指導に当たり、係員と一体となつて適切妥当な処理に努めるものとする。

3 地域課長は、地域警察官が取り扱った事件のうち、前条第1項に掲げる事件の処理、送致等について適正な管理に努めるものとする。

(事件の受理)

第4条 地域警察官が被疑者を同行したときは、地域警察幹部がこれを受理するものとする。ただし、当番時間帯における事件の受理は、本署当番責任者が行うものとし、在署幹部（地域警察幹部を含む。）はこれに協力するものとする。

(事件の処理)

第5条 地域警察幹部は、前条により事件を受理するときは、別記様式第1の「事件処理票」を用いて、事件内容を把握するものとする。

2 第2条第1項の事件については、地域警察以外の係員と緊密に協力して事件を処理するものとし、その他の事件については、この要綱の定めに従つて措置し、速やかに主管課に引き継ぐものとする。

(事件の引継ぎ)

第6条 地域警察官の処理すべき事件であつても、次の各号のいずれかに該当し、主管課において処理することが適当であると認めるときは、地域警察幹部は速やかに主管課の幹部に引き継ぐものとする。

(1) 公安事件、労働事件及び外事事件

- (2) 少年事案及び少年の福祉を害する成人事件（交通関係法令違反事件を除く。）
- (3) 暴力組織等を背景とする事件
- (4) 売春組織等を背景とする事件
- (5) 犯行手口、犯歴、所持品等から判断して、余罪又は関連事件のあることが十分予測される事件

2 事件処理中に主管課に引き継ぐべき事件であることが判明した場合は、地域警察幹部はその時点で作成した書類を添えて主管課の幹部に引き継ぐものとする。

（交通法令違反事件の処理）

第7条 交通法令違反事件の処理に当たつて、反則切符、交通切符、保管場所法切符、点数切符及び簡易書式（以下「交通切符等」という。）を作成したものについては、担当幹部がこれを審査の上、交通法令違反事件簿（反則行為の場合は、告知報告書）を作成し、交通担当課に引き継ぐものとする。

（交通法令違反関係現行犯人の処理）

第8条 交通法令違反者を現行犯逮捕した場合は、現行犯人逮捕手続書、捜索差押調書、捜査報告書等必要な捜査書類を作成し、身柄とともに交通担当課に引き継ぐものとする。

（交通事故事件の処理）

第9条 交通事故事件の処理については、負傷者の救護、当事者の確保、現場保存、報告連絡等当面の応急措置を講じた後、臨場した交通係員にその後の捜査を引き継ぐものとする。ただし、別表の第3に示す範囲内のものについては必要な捜査書類を作成の上、交通担当課に引き継ぐものとする。

（審査担当者）

第10条 地域課課長代理は、第2条第1項に定める事件の審査担当者として、別記様式第2の「送致事件検討票」に基づき、一件書類の内容及び捜査手続等事件処理の全般について審査を行うものとする。

2 審査を終了した事件については、一件書類に送致事件検討票を添えて決裁を受けた後、速やかに刑事担当課（記録）を通じて送致するものとする。

(めい規法違反事件の送致の特例)

第11条 めい規法違反事件の処理に当たっては、情報管理課に保護歴を照会の上、別記様式第3の「保護歴照会結果報告書」を作成し、一件書類に添付して送致するものとする。

(関係簿冊)

第12条 事件処理に必要な関係簿冊は、原則として主管課備付けのものを使用するものとするが、署長は署情により地域課（地区交番を含む。）に分冊してこれを使用させることができる。

別表

事件事故等の処理範囲及び処理要領

以下省略